主 文

本件上吉を棄却する。

理 由

弁護人梶原正雄、同久保田敏夫連名の上告趣意について。

累犯加重に関する刑法五六条、五七条が憲法一四条、三九条の規定に違反するものでないことは、すでに当裁判所の判例とするところである(昭和二四年新(れ)第八八号同二五年一月二四日第三小法廷判決・刑集四巻一号五四頁、昭和二三年(れ)第四三五号同年一〇月六日大法廷判決・刑集二巻一一号一二七五頁、昭和二四年(れ)第一二六〇号同年一二月二一日大法廷判決・刑集三巻一二号二〇六二頁)から、所論は理由がない。

よつて、刑訴法四〇八条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

昭和四八年一二月二〇日

最高裁判所第一小法廷

_		盛		岸	裁判長裁判官
郎	_	健	隅	大	裁判官
Ξ		益	林	藤	裁判官
Ξ		武	田	下	裁判官
#		唐	⊢	崖	裁判官